

【1月7日現在】

新型コロナウイルス感染症関連情報

☎健康増進センター ☎049-252-3771

新規変異株「オミクロン株」の流行について

PCR検査・抗原定性検査を無料で受けられます



県では、オミクロン株の感染拡大に伴い、新型コロナワクチンの接種ができない方や、感染リスクが高い環境にあるなど、感染に不安を感じる無症状の県民を対象に、県内薬局やドラッグストアで無料で検査を実施しています。

検査の概要

検査名	使用する検体	検査結果
PCR検査	唾液	1～2日後にメールまたは郵送
抗原定性検査	鼻腔ぬぐい液	検査後15～30分でその場で手渡し

検査の手順

- ①自分が無料検査の対象になるかを確認
以下のすべてに該当すること
 - ・発熱などの症状がないこと
 - ・感染に不安があること
 - ・県内に在住していること
- ②検査できる薬局・ドラッグストアを検索する
右記「市内で検査を受けられる場所」や県ホームページをご覧ください。
- ③薬局・ドラッグストアに電話予約をする
検査キットの数に限りがあるため、必ず事前に連絡をしてください。
- ④薬局・ドラッグストアで検査をする
持ち物 住所・氏名・生年月日が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

埼玉県検査無料化相談窓口

検査の対象となるかなど、無料化事業全般に関する相談を受け付けます。
☎0570-200-607
午前9時～午後10時 ※土・日・祝を含む

市内で検査を受けられる場所(1月7日現在)

市外の検査場所や最新情報は、県ホームページをご覧ください。

- ウエルシア薬局富士見上沢店(上沢1-19-33)
☎049-275-6080
月～土曜：午前10時～午後2時、午後3時～7時
- ウエルシア薬局富士見渡戸店(渡戸1-12-19)
☎049-268-5615
月～金曜：午前9時～午後8時
土曜・祝日：午前9時～午後7時
- ウエルシア薬局富士見鶴瀬東店(鶴瀬東2-7-43)
☎049-275-1253
月～土曜：午前9時～午後7時
祝日：午前9時～午後6時
- ウエルシア薬局富士見東みずほ台店(東みずほ台1-10-11)
☎049-275-2511
月～土曜：午前10時～午後7時
- ウエルシア薬局富士見鶴瀬駅西口店(鶴馬2615-2)
☎049-275-1227
月～土曜：午前10時～午後1時30分、午後2時30分～7時
- ウエルシア薬局富士見東みずほ駅前店(東みずほ台1-4-1)
☎049-268-1688
月～金曜：午前9時～午後1時、午後2時～7時
土曜：午前9時～午後2時
- ウエルシア薬局富士見鶴馬店(鶴馬3-32-22)
☎049-268-7553
月～金曜：午前9時～午後7時
土曜：午前9時～午後6時

新型コロナウイルスの感染が急拡大しています

新規変異株「オミクロン株」による感染が急拡大しており、新規感染者数はかつてないスピードで増加しています。オミクロン株は、これまでの変異株と比べて感染力が強い可能性が指摘されており、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の一都三県では、1月1日時点で126人だった新規感染者数が、6日後の1月7日にはその12倍となる1,558人(暫定値)に急増しています。本市においても同様に新規感染者数は急増しています。

基本的な感染症対策の徹底を

個人の基本的な感染症対策は、変異株であっても3密の回避やマスクの着用、手洗いの徹底などが有効です。

- 3密の回避①密集
人が多数集まる場所を避けましょう。
- 3密の回避②密接
人と間近で会話や発声をする場面を避けましょう。
- 3密の回避③密閉
換気の悪い密閉空間を避けましょう。
- 正しいマスクの着用
家庭に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合は、家の中でもマスクを着用しましょう。
- 手洗い・手指消毒の実施
さまざまなものに触れることで、手にウイルスが付着する場合があります。
- 会食・会合は少人数で
大人数での会食や会合は飛沫による感染の可能性が高まります。食事中も会話の際はマスクを着用しましょう。

感染が疑われる場合は

県では、新型コロナウイルス感染症などによる発熱などの症状がある方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関を指定しています。
医療機関をお探しの方は、県ホームページから「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」をご利用ください。



受診の際の注意事項

- ほかの症状の患者と接触しないよう、発熱患者専用の受付時間を設定しています。必ず事前に電話連絡をしてから受診してください。
- 検査は、医師が必要と認めた場合に行われます。漠然とした不安や陰性証明がほしいという理由での検査はできません。
- 受診の際はマスクを着用し、医療機関の指示に従い、公共交通機関の利用を控えて受診してください。

受診先の確認や受診を迷う場合は 埼玉県受診・相談センター

☎048-762-8026
FAX048-816-5801
午前9時～午後5時30分 ※土・日・祝を含む

受診先の確認や一般的な質問 県民サポートセンター

☎0570-783-770
FAX048-830-4808
24時間年中無休

新型コロナウイルスワクチンについて【1月7日現在】

☎ 健康増進センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進グループ ☎049-252-3771
 富士見市ワクチン接種コールセンター ☎049-252-0777・049-252-0888

接種証明書について



電子版の証明書の発行

デジタル庁が「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」を公開しています。デジタル庁ホームページからダウンロードしてご使用ください。



接種証明書の取得に必要なもの

- マイナンバーカードが読み取れる (NFC Type B対応) スマートフォンなどの端末
- マイナンバーカード、券面事項入力補助用暗証番号 (4桁)
- 旅券 (パスポート) ※海外用のみ

接種証明書の取得方法

- アプリでマイナンバーカードを読み取り、カード取得時に設定した4桁の暗証番号を入力
- パスポートの機械読取領域MRZ (Machine Readable Zone) のOCR読取 ※海外用のみ

【アプリでできること】

- 日本国内用と海外用の接種証明書の取得と表示
- ほかのスマートフォンなどで表示された接種証明書の二次元コードの読取り

書面の証明書の発行

申請から発行までに1週間程度要します。申請書は市ホームページ、健康増進センターにあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

必要なもの

- 申請書
- 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- 接種を証明するための書類 (接種済証の写し、接種記録書の写しなど)
- 旅券 (パスポート) ※海外用のみ
- 証明書の送付先を記入した封筒 (切手貼付) ※郵送希望のみ

申請方法

健康増進センターに郵送または直接

【あて先】

〒354-0021 鶴馬3351-2
 富士見市健康増進センター

飲食店などにおける「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録を



☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

ワクチン・検査パッケージ制度は、来店者のワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認することにより、新型コロナウイルスの感染拡大時における緊急事態措置やまん延防止等重点措置などの状況下でも、飲食店などに対する制限が緩和される制度です。適用を受けるためには、あらかじめ県に登録が必要です。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

対象

- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+ (プラス) 認証店
- 飲食業の許可を受けていないカラオケ店

登録

要件を満たした事業者には、「ワクチン・検査パッケージ登録ステッカー」が交付されます。

【制度に関する問合せ】

埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678 午前9時～午後9時 ※土・日・祝は午後6時まで

追加接種(3回目)について



65歳以上の高齢者の追加接種が2月1日から始まります。接種に必要な接種券は順次発送していますので、接種を希望する方は届き次第予約をしてください。

接種間隔の短縮

2回目の接種完了から追加接種までの間隔は原則8か月以上ですが、新たな変異株の発生を踏まえ、右表に該当する方は接種間隔を短縮します。今後の感染状況により、接種間隔を短縮する対象が追加される可能性があります。最新の情報は、市ホームページなどでお知らせします。

使用するワクチン

ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンを使用します。市に配分されるワクチンは、ファイザー社製が55%、モデルナ社製が45%となる予定です。1・2回目のワクチンとは別の種類のワクチンを接種すること (交互接種) もできます。予約時に希望のワクチンを扱っている医療機関を選択してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。



市内の実施医療機関のワクチンの取扱い(2月1日時点)

ファイザー社製ワクチン

医療機関名	所在地
日鼻医院	鶴瀬西2-4-13
中島医院	鶴瀬西2-16-54
篠田中央クリニック	鶴瀬東1-8-19
日比生クリニック	鶴瀬東2-17-29-101
ひまわり内科	鶴馬2590-1-1F
いままき内科医院	鶴馬2609-13-2F
稲本しげたクリニック	鶴馬2623-6
栗原医院	羽沢1-33-28
きらり・ヘルスケアクリニック	山室1-1313-1F
みずほ台サンクリニック	西みずほ台1-1-1
武田耳鼻咽喉科	西みずほ台1-19-5
中川内科小児科医院	西みずほ台1-20-6-2F
恵愛病院	針ヶ谷526-1

対象	変更前	変更後	接種
<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者 高齢者施設などの入所者・従事者 通所サービス事業所の利用者・従事者 病院・有床診療所の入院患者 	8か月以上	6か月以上	開始済み
上記以外の65歳以上の高齢者	8か月以上	7か月以上	2月開始

接種券の発送予定日(2月分)

2回目接種後に転入した方は申請が必要です。

2回目接種完了日	発送予定日
令和3年7月12日～7月18日	1月31日
	2月2日
7月19日～7月25日	2月7日
7月26日～8月1日	2月14日
	2月16日

※以降の日程は決まり次第市ホームページでお知らせします。



ファイザー社製・モデルナ社製ワクチン

医療機関名	所在地
イムス富士見総合病院	鶴馬1967-1
根本外科整形外科	鶴馬3477-1
みずほ台病院	西みずほ台2-9-5

医療機関名	所在地
さくら記念病院	水谷東1-28-1
三浦病院	下南畑3166

※モデルナ社製ワクチンの開始時期は、医療機関によって異なります。

各種支援について

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金



☎ 子育て支援課 049-265-5033

広報『富士見』1月号で0歳～高校3年生の子ども1人につき5万円の現金の支給とお伝えしていましたが、「現金10万円の一括給付」に変更しました。

対象 次の児童の保護者のうち、生計を維持する所得の高い方

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象の児童
- ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童（保護者の所得が①の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当の支給対象の児童（新生児）

- 本給付金における児童手当は、特例給付を除きます。
- 本市以外で9月分の児童手当を受けた方、9月30日時点で市外に住民票があった方（新生児の保護者を除く）は、その自治体にお問い合わせください。

申請が必要な方

- 児童手当を受給していない保護者（子どもが高校生以上のみなど）
- 職場から児童手当を受給している保護者（公務員）の方

以下の申請書類を郵送で提出してください（2月28日（月）必着）。
※2月14日以降に生まれた新生児分は、出生日の翌日から15日以内

- 申請書兼請求書（対象と思われる方に順次郵送）
- 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるものの写し（通帳、キャッシュカードなど）
- 下表の書類（該当する方）

対象	必要書類
令和3年1月1日時点で住民票が市外にあった方（申請者および配偶者）	それぞれの令和3年度の所得を証明する書類 ※職場から児童手当を受給している方（公務員）は、令和3年9月分の児童手当を受給したことがわかる書類（支払通知書、継続認定通知書など）の写しでも可
別居のお子さんを養育している方	子どもの住民票

申請が不要な方▶児童手当支給口座に振込

- 本市から令和3年9月分の児童手当を受けた方→令和3年12月23日に振込済
- 新生児を養育し、本市で最初に児童手当の認定を受けた方→順次振込

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 049-265-5098

新型コロナウイルス感染症の影響でさまざまな困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、対象の世帯に1世帯当たり10万円を給付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象（重複して給付を受けることはできません）	申請方法
住民税非課税世帯 • 令和3年12月10日時点で本市に住民票がある世帯（12月11日以降に転出した方も本市の給付対象です） • 同一世帯の全員が令和3年度分の市民税均等割が非課税の世帯	対象と思われる方に順次郵送する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」 に記入し、返信してください。 【申請期限】 確認書に記載されている発行日から3か月後
家計急変世帯 • 令和3年12月10日時点で国内に居住し、申請日時点で本市に住民票がある世帯 • 新型コロナウイルス感染症の影響で申請日の属する月の前月までの家計（令和3年1月以降）が急変し、同一世帯の全員が令和3年度分の市民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	該当すると思われる方は、お問い合わせください。 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」を郵送しますので、記入し、返信してください。 ※添付書類は申請書をご覧ください。 【申請期限】 9月30日（金）

次の方はお問い合わせください

- 令和3年度市町村住民税が未申告の方がいる世帯
- 令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯

申請書類の返信先

〒354-8511（所在地は記載不要）
富士見市役所新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室

自宅療養者への支援

感染の拡大に伴い、軽症のため自宅で療養する方も増加しています。県や市では、配食サービスや自宅療養者相談窓口などの自宅療養者をサポートする事業を行っています。

市の自宅療養者支援

☎ 健康増進センター 049-252-3771



自宅療養者への支援物資セットの配送

ティッシュ、除菌グッズなどの日用品やゼリー飲料、おかゆなどの食品を詰め合わせて自宅玄関先へ置き配します（無料）。



自宅療養者には、健康増進センターから確認の連絡をします。連絡がない場合はご連絡ください。



自宅療養者相談窓口

市の保健師が健康や生活に関する相談を受け付け、医療的な相談を含め、内容に応じて専門の支援機関につなぎます。



受付時間

午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝を除く

県の自宅療養者支援

☎ 朝霞保健所 048-461-0468 FAX048-461-0133



配食サービス

自宅療養者を対象にごはん、パスタなどの食品を詰め合わせて自宅玄関先へ置き配します（無料）。



オンライン健康相談

自宅療養者を対象に、医師によるオンライン健康相談を行っています。

自宅療養中の注意事項

自宅療養中は、外出を控えるだけでなく、自宅内での行動も最小限に留めておくことや、同居の方も不要不急の外出を控えることなど、市中感染とともに家庭内感染を防ぐための行動をとっていただく必要があります。

【注意事項の例】



自宅療養の手引き

県では自宅療養中の過ごし方や健康管理、症状悪化時の連絡先などを記載した手引きを作成していますのでご利用ください。

